

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」(第1回)

1 日時 令和6年10月10日(木) 10時30分～11時50分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、森構成員、山口構成員、山本座長代理

(2) オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局

(3) 総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、吉田情報流通振興課企画官、武田情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

(1) 開催要項(案)について

(2) デジタル空間における情報流通の諸課題について

(3) 意見交換

(4) その他

【武田補佐】 それでは定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第1回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。座長が選任されるまでの間、事務局が議事の進行を務めさせていただきます。総務省情報流通適正化推進室の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に事務局からウェブ会議による開催上の注意事項について、ご説明をいたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようよろしくお願いいたします。本日の資料でございますが、本体資料として資料1－1から資料1－3までの3点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。また傍聴の皆様におかれましては、お手数ですが本検討会のホームページ上に現在、資料を公開させていただいておりますので、そちらからご覧いただければと思っております。最後に本日の会議につきまして、報道関係者から冒頭カメラ撮りの希望がございました。構成員の皆様におかれましては、差し支えない範囲でカメラをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

(カメラ撮り)

ありがとうございました。こちらでカメラ撮りを終了いたします。これ以降の撮影はご遠慮ください。それでは本検討会の開催に当たりまして、玉田大臣官房総括審議官よりご挨拶を申し上げます。玉田大臣官房総括審議官、よろしくお願い申し上げます。

【玉田総括審議官】 総務省大臣官房総括審議官の玉田でございます。構成員の皆様におかれましては、ご多用のところ本検討会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。一言ご挨拶申し上げます。デジタル空間において誹謗中傷をはじめとする違法有害情報の流通が依然、深刻な状況にあります。また生成AI等の新しい技術やサービスの進展、デジタル広告の流通に伴う新たな課題など、デジタル空間における情報流通に伴う様々な課題が生じております。デジタル空間における違法有害情報の流通への対処につきましては、本年5月、情報流通プラットフォーム対処法が成立し、来年春頃に施行予定となっております。この法律は大規模プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報については削除対応の迅速化、

さらに削除基準の策定公表を含めた運用状況の透明化を求めるものであり、早期施行を求める声を多く頂いております。本検討会では情報流通プラットフォーム対処法の省令やガイドラインについてご議論をいただき、総務省としても早期施行のための準備を加速化していきたいと考えております。また本年9月、宍戸先生を座長といたしまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の提言をとりまとめていただいております。とりまとめでは、デジタル空間における情報流通に係る更なる制度整備に関する事項等の総合的な対策が示されたところであります。この総合的な対策を進めるため、本検討会において集中的にご検討・ご議論いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】      ありがとうございます。続きまして、本検討会の構成員の皆様方に、御一方最大3分程度で自己紹介を頂戴できればと思います。構成員一覧に沿って50音順にご指名をさせていただきます。それでは、まず生貝構成員からよろしくお願いいたします。

【生貝構成員】      一橋大学の生貝直人でございます。特に専門分野としては、これまでのプラットフォーム研究会や、健全性検討会でも取り上げられてきたデジタルサービス法などを中心に、欧州と日本のデジタル技術に関わる法制度の研究をしている者でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】      ありがとうございます。それでは次に上沼構成員、よろしくお願いいたします。

【上沼構成員】      弁護士の上沼と申します。インターネット上の問題について、どちらかといえば利用者の立場から、特に青少年のネット利用に関する問題について多く携わってきました。例えば第二東京弁護士会の子ども向けSNS相談を通じて、実際の子どものネット利用に関する実態等について非常に強い関心を持っています。情報発信に伴うトラブルが増えていることは非常に実感しており、特にネット利用の若年齢化が進んでいることを考えると、このような対応について普及啓発では足りず制度上の対応が必要ではないかと考えていたところです。そのような意味で、多くの先生たちが携わった健全性検討会で大きな広い課題を検討の上、このような制度に関わる検討会に参加させていただけることは非常に意味があることだと考えております。よろしくお願いします。

【武田補佐】      ありがとうございます。それでは大谷構成員、よろしくお願いいたします。

【大谷構成員】      大谷でございます。日本総合研究所という会社で、法務の仕事を担当し

ております。このネット環境の問題につきましては、古くは、2002年のプロバイダ責任制限法が制定された当初から、ガイドライン等検討協議会のメンバーとして名誉毀損・プライバシーの保護に関するガイドラインの策定などに関与してまいりまして、それに関連する裁判例の整理などを手がけてきております。ネット上の問題というのは、技術の進展に伴って大きな変化を見せているところでございます、常に新たな問題に新たな技術的な知見を持って立ち向かわなければいけない非常に複雑で変化の激しい分野だと理解しております。有識者の先生が数々集まる中で、私としても事業者がどのように動いていくのがよいかといった観点から貢献ができればと思っております。微力ではございますが引き続きよろしく願いいたします。

【武田補佐】       ありがとうございます。続いて宍戸構成員、よろしく願いします。

【宍戸構成員】       ご紹介に預かりました、東京大学の宍戸でございます。専門は憲法・情報法でございます。既に玉田総括審議官からお話ございましたが、情報流通プラットフォーム対処法の議論をしたプラットフォームサービス研究会、それから本年9月に報告書を取りまとめましたデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会のいずれにも座長として関わらせていただいた者でございます。デジタル社会・デジタル空間が形成されてくる中で、伝統的な表現の自由・通信の秘密・プライバシーといった諸価値を守りながら、健全なガバナンスと、それから様々な法的・社会的な課題に対応していくという観点から、どのように公共的な世論の形成が組み立てられていくべきかということに、そういう意味では抽象的なところに関心があり、その1つの、そして最も重要な実践例として、このようなデジタル空間における情報流通の在り方に関心を持ってまいりました。理論的な関心と同時に、何よりも最終的には我々市民、デジタル空間の表現者であり、また表現によって影響を受ける人々、それからこのデジタル空間における情報流通を様々な形で担っている方々、その中には伝統的なマスメディアの方々も含まれますが、こうしたステークホルダーの方々のご意見を更によく聞きながら、私自身も議論に参加し考えを深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】       ありがとうございます。続きまして、曾我部構成員、よろしく願いします。

【曾我部構成員】       ありがとうございます。京都大学の曾我部でございます。私も宍戸構成員と同じく専門は憲法でございます、憲法の観点から情報空間の様々な問題について検討してきたというところであります。先ほど言及がありました健全性検討会に続きまし

てこの検討会にも参加させていただきます。今回の検討会のアジェンダとして情プラ法に関して削除対応の迅速化や透明化が図られるところですが、その実効性はこれから検討される省令やガイドラインの在り方に規定されるというところがありますので、しっかり議論していかなければならないと思っております。ただ他方で、情プラ法も削除申請に基づいて個別に削除するといういわばミクロなアプローチを取っているという点で、プロ責法時代と大原則は変わっていないというように思っております。ただ他方、今日では、今年非常に問題になりました著名人の偽広告の例が大変分かりやすいわけですが、手を替え品を替え類似のものが膨大な数、出稿されまして、本人側からの削除申請が到底追いつかないという状況になっております。こういった問題については、プロ責法時代はもちろん、情プラ法によっても法的には必ずしも十分対応できない状況でありまして、そういう意味ではミクロなアプローチの限界が露わになっているというように思っております。この点について、9月の健全性検討会のとりまとめでは情報伝送プラットフォームサービスには構造的なリスクがあって、それに対処しなければいけないという問題意識が示されております。これはマクロな対策への構造転換を示すものとして非常に重要でありまして、問題への対処としては、より高いレベルのものというように思っております。他方で、こうしたマクロな方向性で検討していくことは、とりもなおさずプラットフォームに対する国の介入を強めるものとなるために、より一層慎重な検討が必要だと思っておりますので、この検討会の場で皆様方の英知を結集して、適切な議論ができればというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】        ありがとうございます。それでは増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】        全国消費生活相談員協会です理事長をしております増田でございます。私どもの団体は全国の消費生活センターに勤務する消費生活相談員を構成員とする公益社団法人でございます。私自身、長く消費生活相談員として勤務しておりました。今現在、消費生活センターでは、SNS広告をきっかけとした消費者トラブル、なりすまし、偽情報・誤情報によって大変混乱しておりまして、消費生活相談員も対応に苦慮しているところでございますが、消費生活センターに寄せられる相談というのは、本当に氷山の一角でございます。日本全国でどれだけの状況なのかということが推測されるのかなというように思っております。健全性検討会においては大変お世話になりまして、インターネットを利用する者にとっては大変有益なとりまとめをしてくださって感謝しているところでございます。それを具体化するに当たって、どのようになっていくかということに注視しなければいけないと

いうように考えていたところ、今回検討会に招へいしていただきまして大変うれしく思うと同時に、現在の消費者個人の現状を踏まえた意見をしっかりお伝えしていきたいというように思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】       ありがとうございました。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】       弁護士の森でございます。よろしくお願いいたします。私はプライバシーや個人情報保護法を専門とする弁護士です。キャリアの初めの頃においては、掲示板における誹謗中傷の問題に事業者側からお手伝いをするという形で仕事をしていました。当時はまだSNSというような言葉もなかったわけですが、そうこうするうちにプロバイダ責任制限法ができて、実はこれが多分プラットフォームに関する専門的な法律、プラットフォームを専属的に対象とする初めての法律だったのではないかと思います。そのようなこともありまして、プラットフォーム研究会に入れていただきまして、また健全性検討会にも入れていただきまして、プラットフォームが情報空間に対して与える影響というものについて、比較的近いところで学ばせていただいたのではなかったかというように思っております。そのような経験からしますと、しっかりした法制度がないことが、これがわれわれ消費者にとっても、またプラットフォームにとっても不幸なことではないかというように思うようになりました。かつてはプラットフォームということ自体、新しいものでもありましたし、揺籃期というような言葉も使われて自主規制・共同規制が強調されておりましたけれども、今はまずは揺籃期ではなくなったということと、それから私たちの生活に及ぼす影響が極めて大きいインフラになった、情報空間に対して与える影響が極めて大きいインフラになったということで、適切な法制度・法規制というものが求められているのではないかというように思います。その法制度の中におきまして、先ほど曾我部構成員の仰いました構造的リスクというものについてしっかり目を向けるべきタイミングであるということとは、まったく仰るとおりだというように思っております。ただ問題は、その構造的リスクについて、どのように取り扱っていくかということでありまして、それはまた欧米を見渡しても、もちろんそれに対応する法制度はあるものの、何となく印象としては試行錯誤の段階にあるというような感じを受けておりまして、そういう意味では新たな地図のない所に乗り出していくというミッションをこの検討会も負っているのではないかというように感じております。そこにおいて勉強させていただいて、わずかでも貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】       ありがとうございました。それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】      ありがとうございます。只今ご紹介いただきました国際大学の山口と申します。この度は貴重な機会を頂き、誠にありがとうございます。私は経済学博士で、特に専門は計量経済学というデータ分析手法の一種です。私はその手法を使って、ソーシャルメディア上のフェイク、偽・誤情報、誹謗中傷ネット炎上といった諸課題や情報社会の新しいビジネスモデルや経済法則といったところについての実証研究をしています。前身となる健全性検討会から引き続き参加させていただいております。昨今、ソーシャルメディアが普及いたしまして、誰もが自由に情報発信できる人類総メディア時代となりました。コミュニケーションや経済、様々なところで大きな恩恵を得ているわけですが、大きな力を持つツールだからこそ様々な課題も出てきたのかなというように感じております。この検討会で取り上げる代表的なテーマとして偽・誤情報やなりすまし広告といったものがありますが、こういった問題はそのような課題の最たるものでして、さらにその問題が今、生成AIの普及によって加速していて、現在の米国大統領選挙でも混乱を招いているというように理解しております。私の実証研究では、偽・誤情報を見聞きした後にそれを誤っていると正しく認識できている人というのがたったの14.5%しかいないということが分かっています。さらに政治家に不利な偽・誤情報を読んでその政治家の支持を変化するのを見たところ、政治家に対して弱い支持をしている人、人数で言うると多いのですが、そういう弱い支持層の人ほど支持を変えやすいということが分かっています。偽・誤情報というのは選挙結果にもかなり大きな影響を与えているのではないかということが示唆されております。民主主義のシステムを考えますと、この5%や10%くらいの人を考えを変えれば全く違う社会になるということが言えるわけですので、これは民主主義の危機とも言える状況でして、この度の衆議院議員選挙でも懸念されているところであるというように感じております。ですから対策は喫緊の課題であります。前身となっている検討会では技術の変化も踏まえて網羅的な対策が打ち出されたなというように私は感じております。残念ながら偽・誤情報対策や様々な違法有害情報対策といったものには特効薬というものはなくて、これをやれば撲滅できるということはないわけです。だからこそ前回出した報告書の網羅的な対策というものを今度は具体的に社会実装していくことが今大切なところで、それが今回のこの検討会でやっていくというように考えております。本検討会では最も重要な制度の話がメインになるというように伺っておりますが、それにとどまらず教育啓発や技術的対抗、マルチステークホルダー連携の具体的な場の創設といったことにも基づいたことも非常に社会にとっては重要だと思いますので、時には複数の検討会や省庁が連携しながら

多角的な視点で対策の具体化を考えていけるということを期待しております。少しでも議論に貢献できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】      ありがとうございました。それでは最後に山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】      よろしくお願いいたします。慶應義塾大学の山本でございます。専門は矢野構成員、曾我部構成員と同じで憲法学でございますけれども、中でもAIを含むテクノロジーと人権、民主主義の関係などについて中心的に研究してまいりました。そういった研究領域との関係で健全性検討会では座長代理、同検討会のワーキンググループでは主査を務めてまいりました。この健全性検討会でも何回かコメントをさせていただいたように私自身はアテンション・エコノミーというビジネスモデルとAIとの強力なタッグによって情報空間の在り方というのが大きく変わってきているというように感じております。具体的には、アテンション、例えばクリックを得る、エンゲージメントを高めるというような形で、アテンションを得るために、あるいは関心を惹き付けるために刺激的な言論やコンテンツが非常に増えてきていると、権利侵害情報等が中々減らないという状況もこうした構造と深く結び付いているというように思っております。私自身はこのような構造的な、あるいはシステミックな観点というものを持ちながら、個別具体的な論点にアプローチしていければというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】      構成員の皆様、ありがとうございました。それでは議事(1)に移ります。資料1-1をご覧ください。開催要綱案のポイントをご紹介します。要綱案の中段の4、構成及び運営の部分をご覧ください。4(1)について、本検討会は大蔵官房総括審議官(情報通信担当)の検討会として開催することとしております。また(2)ですが、構成員につきましては別紙に記載をさせていただいております。また(3)でございますけれども、座長につきましては構成員の互選により定めることとしておりまして、また(5)では、座長は座長代理を指名することができるとしております。続きまして(6)でございますが、座長は必要に応じ構成員又はオブザーバーを追加することができるとしております。また(7)でございますが、座長は必要に応じ構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができるとしております。そして(8)ですが、座長は必要に応じ本検討会の下にワーキンググループを開催することができるとしております。

続きまして、その下の5、議事・資料などの扱いの部分をご覧ください。5の(1)でございますけれども、本検討会においては会議又は議事録を原則として公開とさせていただきます。また5の(2)と(3)でございますが、(2)にありますとおり、資料、

それから(3)にありますとおり、議事概要につきましても原則として公開とさせていただきます。この開催要綱につきまして、今お示しの案のとおり、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは続きまして、座長の選出へと進ませていただきます。開催要綱4(3)では、先ほどご説明をしましたとおり、座長は互選により定めることとなっておりますが、事務局といたしましては宍戸構成員にお願いしたくご提案をさせていただければと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは宍戸構成員に座長をお願いしたく存じます。宍戸座長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【宍戸座長】      ありがとうございます。座長に選任いただきました宍戸でございます。先ほど構成員の皆様からそれぞれ自己紹介と同時に、形式的な挨拶というよりは既に自主的にデジタル空間における情報流通の諸課題への対処について、それぞれの構成員の皆様の思い、あるいは考えを一旦お聞きすることができました。既にご指摘をいただいていますように、デジタル空間における情報流通の諸課題は非常に広範な形で、先立つ健全性検討会で検討し、また制度的な課題について山本先生を主査とするワーキンググループで一旦の整理をいただいたところでございます。この検討会におきましては、すでに玉田総括審議官からご挨拶いただいたとおり、まずは情プラ法の施行に向けた準備を加速させると同時に、健全性検討会で挙げられた制度的な課題について更に検討していくため、健全性検討会が非常に多くの方々をメンバーとしていたのに対して、普通のいわば検討会の形に近いのかもしれませんが、やや絞り込んだ形で検討していくことになります。その意味では非常に密度の濃い議論の集約をお願いすると同時に、繰り返しになりますが、表現の自由・プライバシー・通信の秘密等々の伝統的な価値はもちろん、今後のデジタル空間のデザインに係る非常に重要な問題を議論する場でございますので、様々なステークホルダーの方々のご意見をよくよく聞きながら、また構成員の皆様から闊達な議論をいただきながら、議論を進めていきたいと考えております。と言いつつ、毎度のことでございますが、私、大変微力な司会でございますので、構成員それから事務局の皆様のご支援・ご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田補佐】      ありがとうございます。それでは、これ以降の議事進行につきましては

宍戸座長にお願いをしたいと考えております。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、まず先ほど事務局からお示しいただきました資料１－１、開催要綱のうち、初回ということで、いくつか私からお諮りをしたいことがございます。まず開催要綱４の（５）におきましては、座長は必要があると認めるときは座長代理を指名することができるとございます。そこで座長代理につきましては、健全性検討会に引き続きで恐縮でございますけれども、慶應義塾大学の山本構成員を指名させていただきたいと存じます。また開催要綱４の（６）においては、座長は必要に応じ本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができるとございます。そこで現在、事務局に資料１－２を投影いただいておりますが、現時点で本検討会へのオブザーバー参加をご内諾いただいております法務省民事局・法務省刑事局・法務省人権擁護局様にオブザーバーとして、ご参画いただきたいと思います。以上の座長代理及びオブザーバーの参画について、構成員の皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。それでは議事の２に移りたいと思います。議事の２、デジタル空間における情報流通の諸課題についてでございますが、こちら事務局に資料１－３をご用意いただいておりますので、こちらのご説明をお願いいたします。

【入江室長】 総務省の情報流通適正化推進室長を拝命しております入江と申します。それでは、早速資料１－３に基づきまして、「デジタル空間における情報流通の諸課題について」ということで、事務局主導でご説明したいと思います。先ほど構成員の先生方から地図のない所に絵を描くということで、どうやって情報空間に新しいデザインを描くかということございまして、微力ながら事務局の資料といたしましては、まずは方角として、先ほど宍戸座長のご発言にもございましたけれども、要綱にも書いてございましたけれど、３つのテーマとして、最初の諸課題のうち３つの方向で密度の濃い議論の検討をいただければというように考えておまして、ご用意した資料でございます。

まず現状でございますけれども、２ページ目をご覧ください。先ほども中々情報空間で誹謗中傷が減っていませんというような話がありましたし、先ほど山本座長代理からもアテンション・エコノミーとAIの掛け合わせで中々難しいと、そもそも構造的なリスクというのが情報空間にあるのではないかというような構成員のご発言がございました。そういった中で、現状の２つ目のポツでございますけれども、デジタル空間の違法・有害情報の流通に

ついて情報流通プラットフォーム対処法が今年の5月に成立してございます。これは先ほどもご紹介ありましたけれども、大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置が義務付けられると。魂を入れるのはこれからだというような先ほど曾我部構成員からのご発言もございましたけれども、下の箱に行っていただきまして、本検討会の役割としては3つの方向性がございます。すなわち1つ目のポツでございますけれども、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行を目指して検討を要する点について議論を行う、さらに来年の春頃に施行予定でございますけれども、施行後にその運用状況を注視して適時適切に見直しを行うという役割もこの新しい検討会になっていただければというように事務局としては考えてございます。2つ目のポツでございますけれども、健全性検討会、非常に多くの構成員の方々が集中的に議論していただいたというような検討会でございましたけれども、無事に9月10日にとりまとめが公表されております。いくつか提言をされてございますので、例えば先ほど普及、教育と啓発が大事だといったご発言が山口構成員からもございましたけれども、この検討会の新しい座組みの中ではまずは制度的な対応について更に深掘りをして、必要な対応、制度整備などを検討していただくというのが2つ目の方向性なのかなというように考えてございます。3つ目が、先ほど複数の構成員からのご発言がありましたけれども、広告の話でございます。デジタル広告の流通に伴う課題についてもこの新しい座組みで検討していただければというように考えてございます。

3ページ目をご覧ください。まず3つの矢というか、3つの方向性というか、そのうちの1つでございますけれども、情プラ法の関連でございます。4ページ目に情プラ法の概要を書いてございます。基本的に権利侵害情報、ネット上に流通いたします権利侵害情報に関しましては、真ん中の辺りでございますけれども、削除対応の迅速化ということでございます。そしてそれ以外の流れている情報につきましては、権利侵害情報等も含めまして運用状況の透明化ということでございまして、こういった迅速化規律と透明化規律と呼んでいますけれども、こういった法律が施行されて、しっかりとデジタル空間の健全性に貢献するように省令やガイドラインを検討していかなければいけないのですけれども、この新しい座組みでこの省令とガイドラインにつきましてご議論いただければというように考えてございます。

5ページ目に具体的にどういったことを検討していただきたいかということで、真ん中の規定を予定している事項というところをご覧くださいいただければと思うのですけれども、まず

前提といたしまして、プラットフォームサービスに関する研究会、通称プラ研と呼んでいましたけれども、第3次とりまとめが今年の2月に公表されてございまして、その議論の蓄積の上に、更なる検討を要する点につきまして、以下のとおり検討をこの新しい検討会でしていただければというように思っています。まず①、②、③と番号を振ってございますけれども、①の省令につきましては、そもそも大規模なプラットフォーム事業者というのはどういった事業者なのかと指定をするのですけれども、その指定の要件についてご議論いただき、そして透明化規律の方では運用状況を公表するというようなことでございますけれども、その具体的な公表項目はどうするかといったことの規定を予定してございますのでご議論いただくのかなというように思っております。②は法律の解釈を示したガイドラインでございます。私も実は20年くらい前にプロバイダ責任制限法の担当でございましたけれども、当時は4つの条文しかございませんでした。今年から着任しておりますけれども、今は何十条もあって非常に大部な法律となりましたけれども、今回の改正でも情報流通プラットフォーム対処法にたくさんの条文が追加されます。その中で、法律の解釈を示した方が良く、より分かりやすくしようという観点から、ガイドラインを総務省の名義で作ろうと思っております。具体的には申出を行おうとする方に過重な負担を課すものではないことというのはどういうことなのか、申出があった場合、侵害情報ですというような情報があった場合に、プラットフォーム側が専門的に調査する場合がありますけれども、その調査に関わる侵害情報調査専門員という概念が正しく導入されますが、その具体的な要件をどうするかといったことをこの検討会で議論していただくのかというように考えてございます。③は法律上の要請ではないのですけれども、違法情報、ガイドラインということでございまして、下に書いてございますけれども、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかということを明確化するということが実は情報流通プラットフォーム対処法の国会審議のときにも内外から言われておりまして、それを明確化することによりまして、よりこの情報流通プラットフォーム対処法を使いやすくするというようなことで総務省の名義でガイドラインを策定したいということでございまして、この新しい座組みでこの違法情報ガイドラインについてもご議論いただければというように考えてございます。

6ページ目にいっていただくと、宍戸座長がこの研究会も座長になっていただいていたのですけれども、プラットフォームサービスに関する研究会ということでございまして、これまでの蓄積を踏まえながら、更に検討するべき点について議論を深めて、情報流通プラッ

トフォーム対処法の早期施行に向けて我々としても議論を加速化していきたいというように考えているところでございます。これが1つ目の矢というか、方向性となってございます。

2本目ですけれども、健全性検討会の関連でございます。8ページ目にデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会ということで今年9月10日にとりまとめが公表されたものでございますけれども、ここでご提言されたものをこの新しい座組みで深掘りをしていくというようなことを想定してございます。9ページ目以降に健全性検討会とりまとめ概要ということで何枚かスライドを用意させていただいております。

9ページ目をご覧ください。この健全性検討会は主に偽・誤情報の流通・拡散のリスクがあるだろうということがありまして、それに対してどのように対応していくかということ色々なリスクがあることを踏まえつつ、検討を進めていただいたというように理解しております。

10ページ目にいきますと、下のグリーンの枠の中が健全性検討会のとりまとめの骨子というか最も大事な部分なのかなというように考えておりますけれども、1番目から6番目まで書いてございます。先ほどのところで、冒頭ご説明したとおり、今回の新しい座組みで主に6番目の制度的な対応というところをご議論いただければというように思っておりますけれども、他の項目が大事ではないというように思っているわけでは当然ございませんで、例えば1番目の普及啓発・リテラシー向上ということで、山口構成員、そして青少年に関しましては上沼構成員からもご発言がありましたけれども、幅広い世代に向けたICTリテラシーの向上が必要だというように我々としても思っております。これについては、これまで本検討会の構成員である山本先生が座長を務めておられるICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会で検討をしていただいて、引き続きこうした場にて先生方のご知見をお借りして検討を総務省としては進めてまいりたいというように思っております。その際、マルチステークホルダーの検討も進めるべきではないかというような構成員の先生方のコメントもございましたけれども、我々としても様々なステークホルダーの連携・協力が、例えばこのリテラシーの場面でも大事だというように考えておりまして、しっかり国民の皆様が偽・誤情報の流通・拡散の社会的な影響やその対応方法を理解した上で責任のある行動を取れるように総務省としても対応を進めていきたいというように考えております。制度的な対応はこの新しい枠組みで議論を進めていただけるというようにことを期待しておりますけれども、他の項目についてもしっかりと前に進めていきたいというように思っております。技術の研究開発の実証も4番にありますけれども、我々としては予算要求もし

ながら進めていきたいと思っております、この諸課題検討会の進捗状況等もご説明できる場があればいいかなと思っておりますので引き続き情報共有していきたいというように考えてございます。

1 1 ページ目がこの6番の制度的な対応をよりブレイクダウンしたものが用意してございますけれども、1番から5番までということでありまして、1、2、3がデジタル広告以外の制度的な検討事項として、健全性検討会で提言されたもの、4と5が広告関連のものとなっております。

1 2 ページに飛びますけれども、健全性検討会のとりまとめの概要が、とりまとめ案が出たときに、パブリックコメントで多くの意見を頂いてございます。これは制度関係のものだけ抜粋したものでございますけれども、コンテンツモデレーションの実施に向けた慎重な検討の必要性、協議会に係る制度設計に向けた慎重な検討の必要性、あるいは広告の質の検討に向けた法制化の妥当性など、簡単に申し上げますと、先ほどの伝統的な権利ということでプライバシーや表現の自由がございまして、表現の自由との関係、特に慎重な検討が必要ではないかという意見が多かったので、しっかりとこの新しい座組みでご議論いただく中でもステークホルダー・利害関係者の方々の意見もよく聴取しつつ、前に進めていければというように思っているところでございます。

1 1 ページに戻っていただきまして、特に今日の先ほどの先生方のご発言等を踏まえますと、例えば2番の情報伝送プラットフォーム事業者による社会的影響等の予測、軽減措置の実施など、社会的影響といっても色々なものがございまして、例えば健全性検討会でも議論になりました災害時にどのようなリスクがあるのかといったことを踏まえながら、どんな軽減措置があるのか、例えば2番の深掘りというのはそういった形で具体的な場面を想定しつつ議論を進めていくのかというように思っているところでございます。基本的には、ここに書いてあるのは主に偽・誤情報への対応でございまして、情報流通プラットフォーム対処法の議論は当然偽・誤情報以外にも含みますので、偽・誤情報を含め違法有害情報対策として新しい座組みでは色々と議論をステップバイステップでしていただくのかなというように思っているところでございます。

1 3 ページ目が3つ目の矢、3つ目の方向性のところでございまして、デジタル広告の流通に伴う課題でございまして、1 4 ページには最新の警察庁から公表されているデータを掲載してございます。真ん中の表で緑色の折れ線グラフを見ていただくと、被害額ですけれども4月くらいにピークがありまして減っているということでもありますけど、いまだに被害

額としては2桁億円以上の被害があるということでございまして、引き続き情報をよく注視していく必要があるというように事務局としては考えてございます。

15ページでございますけれども、これも警察庁が公表しているデータでございます。これはご参考でございまして、ここでご紹介したいのは16ページになります。今年の6月21日でございますけれども、SNS等を提供する大規模事業者に対しましてなりすまし型の偽広告への対応について要請を実施してございます。そしてこれを今後、各事業者の対応状況についてヒアリングを実施予定ということでございまして、この新しい座組みでなりすまし型偽広告への対応状況についてヒアリングを実施していただくというように考えてございます。具体的には下の箱2つでございますけれども、広告出稿時の事前審査等に関する対応と、そして広告流通後の削除等に関する対応という2つの柱でそれぞれ対応状況、どのような感じになっているのかということを各事業者からヒアリングして整理いただくことを想定してございます。

17ページは参考でございまして、9月10日に健全性検討会のとりまとめがありましたという話はしましたけれども、これを踏まえて、総務省としても広告主に対してガイドラインを作ったり、そういった検討も進めていきたいというように思っておりますので、今後新しい検討会の中で進捗状況等をご報告できればなというように思っているところでございます。

最後18ページ目以降は、参考でございますけれども、諸外国の例でございます。構成員の方々からは、海外でやっているものが必ずしも試行錯誤の状況ではないかというような森構成員のコメント等もございましたけれども、各国の試行錯誤の状況というのは少なくとも日本の検討にも役に立つというように思っておりますので、ここではデジタルサービス法、これは健全性検討会でもご紹介をしていただいて議論されている法律ではございますけれども、デジタルサービス法の概要をまとめているものが19ページから21ページにあります。

22ページは英国のオンライン安全法ということで、OSA、オンライン・セーフティ・アクトといいますけれども、これは一部施行されておまして、大体DSAと似ているのですが、2番目の規制内容としてはリスク評価をして違法コンテンツに関する安全義務を課すというようなことはDSAと似ているのですが、3番目の虚偽通信罪というもので一部放送事業者等は適用除外とはされているのですが、虚偽であることを認識して重大な心理的・身体的な危害を引き起こすことを意図している場合には罰則が新しく刑事

罰としてこういったものが導入されていますというようなことが法律でなっています。

4 番目のリテラシー義務として、Ofcom、これは通信庁でございますけれども、しっかりと一般市民の理解を深めるための措置を講じることを求めるメディアリテラシー義務というのを課していたりといったことが今後の新しい座組みの中での検討の役に立つ情報なのかというように思いましてご紹介した次第でございます。

23 ページ目が最新の状況といたしました豪州の通信法の改正案の話があります。これは偽情報・誤情報対策強化というようなことで、偽・誤情報に特化した法改正でございますけれども、これも規制対象としてはSNSも含めた事業者ですけれども、規制内容としては行動規範の策定の命令といったことができるようになっていくというようなところで、DSAやOSAのアプローチとは違うのですけれども、こういった取組もしていますということをご紹介できればというように思いまして、今後この新しい座組みの中で、制度的な対応を含め検討を深めていく中でこういった海外事情も踏まえながら議論を進めていくというようなことを想定してございます。

その次、24 ページ目以降は技術の開発実証ということでございまして、今、総務省が取り組んでいる技術開発の内容でございますけれども、適宜こういった技術の関係もアップデートできればなというように思っているところでございます。簡単にですけれども、私からの事務局説明は以上となります。ありがとうございました。

【宋戸座長】      ありがとうございます。それでは議事の3、意見交換に移らせていただきます。只今の事務局からの説明、それ以外でも結構でございますけれども、ご質問やご意見等ございましたら、チャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】      ご説明ありがとうございました。コンパクトな内容ながら必要なことを上手くとりまとめていただいたと思います。健全性検討会のとりまとめがかなり大部でかつ包括的なものでありましたので、何を優先的にやるかというところをスッキリと示していただいたのではないかと思います。

1 点、抜けているものがあるのではないかと考えておりまして、大きなところとしては、1 つだけではありますけれども、資料の9 ページに、先ほど来、色々構造的リスクのお話がありまして、そこでアテンション・エコノミーによるフィルターバブル、エコーチェンバー等のことが示されているわけですが、アテンション・エコノミーのもたらす構造的リ

スクの中心部分は、その人に刺さるようなもの、その人が好きなものを見せる、その人が好きなような人たちとつながるというところにありまして、その人が何を好きかということについてのプロファイリング情報を集めてプロファイリングをして、その人がどういう人かということを決めて、その人の好きそうなものを見せるということが根本的な部分としてありますので、その構造的リスクの中心にはユーザーデータの収集とそれによるプロファイリングというものがあります。ですので、このことは特にユーザーデータの収集とプロファイリングというのは広告のところでまずは発展したという歴史的経緯がありますので、広告の検討のところにぜひともユーザー情報の収集とプロファイリングということを入れていただきたいと思います。まずは以上です。

【宋戸座長】      ありがとうございます。ひととおり手の挙げた構成員からご意見を伺っていいと思います。

それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】      ありがとうございます。私も健全性検討会での検討状況については、関心を持って見てまいりましたので、その点について一言コメントしまして、質問というか、オープンクエスチョンみたいなことを申し上げたいと思っております。

この健全性検討会で目指したものは、偽情報がない社会というよりは偽情報などによる負の影響を最小化することを目指していくというものだと思いますが、パブコメの状況を見ていますと、マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備について政府主導で行われることへの警戒感がじんわりと伝わってくる内容になっておりますし、また今ご紹介いただいた11ページのところにもそれを拾っていただいていると思っております。言論の自由を重視する立場から政府の関与を限定的にすることが必要であるということについては私自身も共感を覚えるものですが、今は生成AIなどの技術の進展に伴いまして市民社会の分断などが加速度的に進んでいる現状にありますので、このレポートで述べられていたように自主的な取組をまず推進するということで、民産学のステークホルダーが協議決定を行うということに補完的に政府が関与するという多層的・段階的な形を取るということなのであればおそらく理解が得られるところだと思っております。この仕組みというのは不可欠だと思いますが、どのようにガバナンスの仕組みを制度設計していくのか非常に興味を持って見つめられているところだと思いますし、これについては諸外国の例も若干あるところですので、諸外国の最新の状況などを調査しながら検討していくことが必要かと思っております。

今回、特にご紹介いただいていないところで健全性レポートの中でとても重要だなと思ったのは、我が国においては市民社会の利益代表となる主体の数が必ずしも多くないということで、市民社会の利益をマルチステークホルダーの協議や決定に反映させるための方策も重要であるというように述べていただいているところが極めて重要だと思っております。行政が前のめりになりすぎず市民自身の取組をエンパワーするために支援するというのは、本当に言うは易く行うは難しいことですが、今後バランスを見失わないようにしながら制度整備を考えていく上で独立性の担保、それから透明性の確保ということについて具体的な論点整理をどのくらいのタイミングで行っていくことになるのか確認させていただければと思っております。直ちに回答が得られるような項目ではないと思っておりますけれども、関心を持って見つめてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

【宋戸座長】      ありがとうございます。今、大谷構成員から一応確認というか、もし今の段階で事務局の腹積もりがあればというご質問でございましたし、森構成員からもご指摘がありましたので、両構成員からのご発言に関して事務局からいかがですか。

【入江室長】      ありがとうございます。報告に関しましても新しい座組みの中で議論していただくというようなことで考えてございましたので、この後どのように広告の議論を進めていくかというのは、体制整備を新しい座組みの中でどう議論していくかという話は今後この後議論をいただくと思うのですが、ご指摘のプロファイリングのお話を広告の中でどう議論していくかというのは、今後どういう体制で議論していくかの関係の中で論点設定の在り方も含めてご議論いただくのかなというように思っているところでございます。私個人としては色々なことをご議論いただくのは大事なことだと思っておりますし、色々な議論をして広告のデジタル広告の流通の在り方に関して一定の方向性をこの新しい座組みの中で打ち出せればなというように思っているところでございます。

2つ目の大谷先生の話でございますけれども、マルチステークホルダーが大事だということですが、これもどのようなことをやるかによるマルチステークホルダーの役割次第なのかなというように思っているところでございまして、この制度的なデジタル広告以外の制度的な対応についても今後新しい座組みで議論していくのですが、まず何をやるべきかという議論、そしてやるべきことが決まった後にマルチステークホルダーの体制が必要ならばどういった役割をマルチステークホルダーに担っていただくか、その際に独立性の担保や透明性の確保をどうするかというような議論があるのかなというよ

うに思います。まずは、我々新しい座組みの中で議論していただこうと思っておりますけれども、まずは何を制度化する必要があるのかという議論が最初に来て、その後にその手段としてマルチステークホルダーを、その仕組みを設けるかどうかの議論が続いていく、その際にももちろん独立性の担保や透明性の確保の議論というのは必要な議論というように思っているところでございます。ひとまず以上が回答となります。

【宋戸座長】      ありがとうございます。さらに構成員の皆様の方からご発言等、あるいはご確認・ご質問等ございますでしょうか。

曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】      ありがとうございます。私からご質問や提言ということではなく、どちらかというとインプットということで恐縮ですけれども、時間に若干余裕があるようでございますのでお時間頂ければと思います。

諸外国の事例というのが今回資料にございましたけれども、ちょうど1月ほど前にフランスで、「情報に関する全国三部会報告書」(Rapport des états généraux de l'information) という非常に興味深いレポートが出たというインプットをさせていただきたいと思います。デジタル時代における知る権利の問題ということでプラットフォーム問題について包括的に検討した報告書ですが、内容も非常に興味深いところもありつつプロセスが非常に特徴的で、要するに今欧州などで行われている市民会議で色々なステークホルダー、あるいは一般市民も含めてかなり色々なワークショップなどを開いて作り上げた報告書というように承知しております。先ほどマルチステークホルダーの問題のご指摘がありましたけれども、日本では中々他のテーマも含めてこういうやり方というのは必ずしも十分に普及していないところでありますけれども、プロセス及び内容についても、かなり大胆な提言も含まれておりますので、直ちにこの検討会で参考になるとはあまり思わないのですが、ただ、こういうものもあるということで、ご参考までに見ていただくといいのかなとは思っています。以上です。

【宋戸座長】      ありがとうございます。ぜひ貴重なご指摘ですので事務局の方でご検討いただき、またプロセスでも参考になる部分があると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。曾我部構成員、今チャットにURLを貼っていただきました。ありがとうございます。

それでは次に増田構成員、お願いします。

【増田構成員】      ありがとうございます。先ほど森構成員の方でご指摘がありましたけれ

ども、利用者の情報収集とプロファイリングという結果、フィルターバブルであったり、ターゲティング広告などによってトラブルから抜け出せない、同じトラブルを繰り返すという状況が現状としてあります。そういうところについてはしっかり対応していただきたいということ、それから表現の自由や憲法上の権利ということがございますけれども、明らかに偽・誤情報であるというものについてはすぐに対応していただく、削除していただくという強い対応というのが基本的にはまずは重要ではないかというように思っております。何を守るかということだというように思いますので、ぜひそのところを進めていただきたいと思っております。以上です。

【宍戸座長】      ありがとうございます。まだこのラウンドでご発言のない方で、ご発言をご希望の方は今のところおられませんでしょうか。

上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】      健全性検討会の対象が非常に広いものになっていますが、例えばその中の一部のコンテンツモデレーションに関わるような部分は、例えば情プラ法の自主的な削除等の基準等の透明化に関わる部分でもあると思うので、その辺りの議論を上手く組み合わせることができるのではないかと思います。時間もあまりないかもしれないので、その辺を早めに先に検討しながら、引き続き具体化できればいいのではないかと思いますので一言申し述べました。以上です。

【宍戸座長】      大変プラクティカルなご意見を頂きました。ありがとうございます。

それでは生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】      ありがとうございます。簡単にですけれども、今、特にコンテンツモデレーションに関する議論が特に今回の資料の中でも強調されている中で、1つは健全性検討会でも議論の対象になりましたけれども、特に青少年というカテゴリーに着目したモデレーションや安全性確保の在り方というのは、DSAでもOSAでもあるいはアメリカでもオンライン・セーフティ・アクトが上院で通過して、本格的な立法に向けた作業が進んでいるところ、そうした諸外国の状況というのも参照しながら、様々なレイヤーあるいは対象におけるしかるべきモデレーションの在り方というものを1つの論点として考えていく価値はあるのかなと感じております。以上です。

【宍戸座長】      ありがとうございます。

それでは森構成員、お待たせしました。いかがでしょうか。

【森構成員】      ありがとうございます。では、先ほど申し上げたことを補足させていただ

きたいと思います。情報収集とプロファイリングということですが、今回の資料で言いますと11ページとの関係で、それはどこにマッピングされるのかという話をしておきたいと思います。私は2のところに入れていただく話だと思っていました、そもそもプラットフォーム事業者による社会的影響等の予測、軽減措置の実施ということですが、ここで言う社会的影響というのはリスクであろうかと思いますが、また9ページにお書きいただいた構造的リスクというのがそこに入ってくるのだらうと思います。9ページの構造的リスクというのは、実はこれはもう少しこれの具体化をしていかなければいけなくて、そしてまたそれこそがこの新たな検討会の1つの使命でもあると思うわけでございます。それが地図に描かれていない、海図にない部分だと思うのですが、しかしながら皆さんがイメージされていることはほぼほぼ共通しているのではないかと考えていて、それは9ページにお書きいただきましたように自身の考え方や価値観に近い情報ばかりに囲まれるフィルターバブルや同じような価値観の人たちとのみつながるエコーチェンバーといったものが生じているということ自体1つのリスクなわけです。さらに進んで、その状態を利用してコントロール可能な人たちを操作するというケンブリッジ・アナリティカのような問題で、操作されますとそれがその人たちの権利侵害だけではなく社会を分断したり場合によっては選挙・投票行動に影響を与えたりというような、場合によっては公共施設に突入したりといった非常に広範な問題を引き起こしてしまう、これが構造的リスクの1つの核なのではないかと思っています。そしてもう1つは、それだけではなくて、権利侵害情報・誹謗中傷、あるいは偽情報というものがプラットフォーム上に非常に多く現れてしまう、コンテンツモデレーションを何とか進めていかなければいけないというコンテンツ側の問題があるわけです。広告も含めてよからぬコンテンツがバンバン出てしまうと、それがどうしてなのかということですが、それもそういうものを見る人がいるから出すという需要に基づいて出てきてしまっている問題があるわけです。かつてのマケドニアの学生が小遣い稼ぎのために偽情報を作る報道が非常に印象的でしたが、また私は徳力さんが書かれた、羽生結弦選手の離婚報道がどうしてこのようなひどいことになるのか、それはアテンション・エコノミーに原因があるのであるというようなそのヤフーの記事を読んでこれも感銘を受けましたが、偽情報や誹謗中傷の生成原因の1つにアテンション・エコノミーがあるということです。そして偽情報にしても、ひどい情報や誹謗中傷等にしても、それは見たいと思っている人のところに行くわけですので、そこに情報収集とプロファイリングというものがバックヤードで動いて、

刺さる人に見せるためにはその人に何が刺さるかということをあらかじめ知って分析しておかなければその人に何が刺さるか分からないので、そういう操作が後ろで走っているわけでございます。したがってそのコンテンツが悪化するという問題は、その対象者の人たちを選んでいうところにもう1つの問題があり、その構造的リスクの問題というのは、情報収集・プロファイリングと一体的に生じている構造的リスクの基礎的部分が利用者の情報収集とそれに基づくプロファイリングであり、これがリスクをもたらす構造を支えているといっても過言ではないと思いますので、ぜひとも2番に情報収集とプロファイリングの問題を入れていただきたいと思うわけでございます。これは私が今小さな頭で考えたことを言っているだけです。今後の議論のことかと思いますが、いずれにしてもそのような形でマッピングできるのではないかとこのように思っております。以上です。

【宋戸座長】      ありがとうございます。さらに構成員でまだご発言のない先生方の方から何か、あるいは2度目でも結構ですがいかがでしょうか。ここまでの構成員のご発言で、何か事務局の方でコメントを返される部分や、ご趣旨を確認しておきたい部分とかございますか。

【入江室長】      ありがとうございます。2番に情報のプロファイリング等の記載をする話だったのですけれども、事務局資料を今後の議論に向けて作ろうと思っていますので、資料を作る際にはまた構成員の皆様と相談しながら作っていきたいと思っています。

【宋戸座長】      ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ひとまず今のところは、よろしいでしょうか。早速、初回ではありますけれども、いくつか重要なご指摘を頂いたと思います。お話の中には検討の中身そのものもありますし、検討のいわば進め方に関わる問題の両方も含まれております。このうち検討の進め方に密接に関わるわけですが、少し私の方からご提案を差し上げて、議論のスパイラルのレベルを上げていきたいというように思っております。

まず今のところとしては、本日初回ということで、自己紹介のラウンドもそうですし、事務局の資料に含めてご意見頂いたものいずれも押さえた上で、次回以降の会合の進め方につきましては事務局と私で進め検討をさせていただきたいと思います。具体的な進め方についてのご提案でございますけれども、検討会の下に議論を効率的に進めるためにワーキンググループを現実に設置したいと考えております。先ほどご確認をいただきました検討会の開催要綱の4の(8)をご覧ください。こちらでは座長は必要に応じ本検討会の下にワーキンググループを開催することができるとされております。先ほどの事務局からのご説

明にもございましたけれども、当面この検討会で議論する必要があるものは3つと考えております。1つ目の情報流通プラットフォーム対処法の早期施行の関係につきましては、この親会で議論を進めることにしたいと思います。残る2つの課題で具体的に申しますと、デジタル空間における情報流通に係る制度整備の話、それからもう1つ、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対処に関する話の2つでございます。もちろんこれらは密接に関連するというので、健全性検討会で問題発見的に議論をしていったわけでございますけれども、実際の制度整備等に落とし込むという上では関わる官民のステークホルダーの方々もそれぞれ濃淡がございますし、また健全性検討会の議論を最終的にとりまとめていく中でも一応大きくその2つは指向性・方向性が分かれるところがあり、どちらの議論をしているのかということが分かりにくいのがゆえに中々効果的に意見を言いにくいといったご指摘も、パブコメもそうですし、それ以外にも私にもお寄せをいただいたところでございます。そこで繰り返しになりますが、1点目の話題、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行と有機的な連携を取りながらではございますけれども、健全性検討会の提言を深掘りしていくという観点から、先ほど申し上げました2つについてワーキンググループで集中的なご議論をお願いしたいと考えております。すなわち「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」と「デジタル広告ワーキンググループ」の2つを設置させていただきたいというのが私からのご提案ですが、構成員の皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。有機的な連携を図っていくということは繰り返し申し上げたいと思います。その上で、今2つのワーキンググループの設置をお認めいただきました。このうちデジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループにつきましては、その主査を健全性検討会から引き続き山本構成員をお願いをしたいと思っております。またデジタル広告ワーキンググループの主査につきましては、大変お忙しいところ恐縮でございますが、曾我部構成員をお願いをしたいと考えております。そしてこの2つのワーキンググループのその主査以外の構成員につきましては、それぞれの主査と私が事務局と相談しながら調整をさせていただきたいと思いますが、そのような形でお任せをさせていただきたいと思います。今のようなワーキンググループの主査及び構成員の選任についてもこの場でお認めいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議なしということですのでそのように進めさせていただきます

たいと思います。大変ホッといたしました。それでは、それぞれ主査をお願いいたしました山本構成員、曾我部構成員から一言ずつご挨拶いただければと思っております。まず山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 この度、制度ワーキンググループの方の主査を拝命いたしました山本でございます。健全性検討会の制度ワーキンググループは論点がかなり多岐にわたってましてハンドリングに苦勞をしましたけれども、今回は曾我部ワーキンググループも立ち上がるということで、こちらの方の制度ワーキンググループでは多少射程が狭くなるというように聞いております。宍戸座長からも先ほどお話がありましたとおり、これまで以上に深く精緻な諸外国の状況からもしっかり学びつつ、表現の自由といったようなこととのバランスも踏まえた議論を行っていければというように思っております。親会・検討会の皆様、ワーキンググループの皆様、まだ決まっていなかったかもしれませんが、ぜひ忌憚のないご意見を頂ければというように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 山本構成員、引き続きで恐縮でございますが、私は健全性検討会の最終回のときに山本構成員が引き続きこの問題に取り組んでいくというように宣言いただいたことを覚えておりますので、改めてお願いをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは曾我部構成員からもデジタル広告ワーキンググループの主査をお引き受けいただきましたので、一言頂ければと思います。

【曾我部構成員】 デジタル広告に関するワーキンググループの主査を仰せつかることは思ってもみなかったことですが、微力を尽くしてまいりたいと思います。現段階で思いますに、まず広告についてはユーザーに対する影響力が強いというところで、消費生活にとって有益である一方で、悪用されると健康被害であったり財産被害につながりやすいわけです。本日の資料にもありましたとおり、現に多くの詐欺被害が生じておりまして、適切な規律というものが不可欠だと思っております。他方で、特にデジタル広告分野と申しますのはエコシステムが非常に複雑で、かつ変化も速く、さらに事業者ごとの秘密もございまして、中々アプローチが難しいところがあるところで、政府あるいは総務省だけで適切な規律を検討し実施していくことというのは困難であり、事業者側との協力が不可欠であると思っております。先ほど事務局からもご紹介がありましたとおり主要なプラットフォーム事業者からヒアリングを行う予定ということだそうですが、このワーキンググループはそれも含めて実態をしっかり把握し、国内外の既存の取組も踏まえまして適切な提言をできればというように思っておりますので、関係の皆様方のご協力をお願いを申し上げます。

る次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 よろしく願いいたします。フィジカル空間においても包括的な広告法制といった枠組みはないところで、また様々な業種・業態ごとに広告規律の在り方が変わってきているところ、デジタル空間における広告の在り方についてはプレーヤーが更に複雑であり、利害関係者、また技術の発展に影響されるところも大きいという非常に困難な議論をさばいていただくのは、とりわけ放送制度にもお詳しく、広告についてもそういった観点からご知見もある曾我部構成員にお願いするほかないと私としても考えましたので、大変お忙しいと思いますが、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

それでは議事の4に移らせていただきます。全体を通じて、構成員の皆様から何かご注意いただく点はございますでしょうか。今、2つのワーキンググループを設置させていただきましたけれども、先ほど森構成員からご指摘がございましたデジタル空間におけるアテンション・エコノミーの弊害の原因ともなっているパーソナルデータの取扱いの論点が、この3つの会議体の中でこぼれ落ちないように配慮するということはもちろんでございますが、その他ご注意いただく点があればいただきたいと思います。今日のところは、よろしいでしょうか。

それでは最後に事務局から連絡事項があれば、お願いをいたします。

【武田補佐】 次回、第2回会合につきましては、開催時期・議事の詳細等も含めまして、別途事務局からご連絡を申し上げます。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは以上をもちましてデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、第1回会合を閉会いたします。ご多用のところご参加いただき、また熱心にご議論いただき、感謝申し上げます。これにて閉会といたします。

【終了】